

# 秩父別町 特定不妊治療費 助成事業



秩父別町では、不妊治療のうち、体外受精・顕微授精を受けたご夫婦の経済的な負担の軽減にて、新しい命の育みを応援します。

「北海道特定不妊治療費助成事業」の助成を受け、治療費用からその助成金を差し引いた額が秩父別町の助成の対象となります。

対象となるご夫婦、助成金額、手続きの流れ等は次の通りです。

## 《助成の対象となるご夫婦》

特定不妊治療以外の治療法によって妊娠の見込みがないか、またはきわめて少ないと医師に判断され、実際に治療を受けている方のうち、次のすべての要件にあてはまるご夫婦です。

- ①北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱に該当し、**北海道知事からの助成決定通知書を受けている方**  
\*北海道特定不妊治療費助成事業では**所得制限**あります。(ご夫婦の所得の合計が730万円未満)
- ②秩父別町に**居住**し、**住所**を有するご夫婦(法律上の婚姻)
- ③ご夫婦ともに公租公課の滞納がない(税や租税以外の町へ納める料金等)

## 《助成金額》

特定不妊治療に要した費用(=A)から北海道特定不妊治療費助成事業による助成金(=B)を控除した額(A-B)の9割。**1回の助成額の上限は15万円**です。

\*北海道特定不妊治療費助成事業の限度額15万円を超えた額が秩父別町の助成の対象となります。

$$\text{【1回の助成額】} \\ (A-B) \times 0.9 = \text{助成額} \quad (\text{ただし、上限15万円まで})$$

## 《1回の治療とは》

採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回の至る治療の過程。

## 《助成回数》

**1回の治療を1回として助成。**

**40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は3回まで助成します。**

## 《対象となる治療内容》

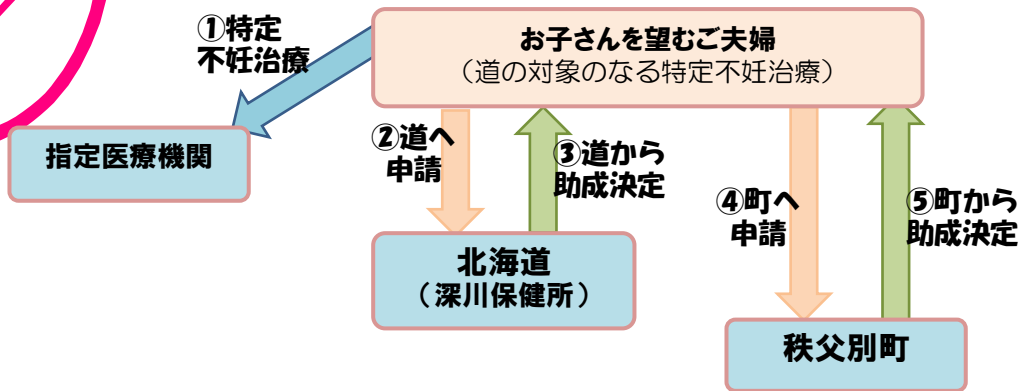
特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)

次の治療法は該当になりません。

- (1)夫婦以外の第三者からの精子・卵子又は胚の提供による不妊治療。
- (2)代理母。(妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)
- (3)借り腹。(夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)

手続きの方法は裏面をご覧ください。

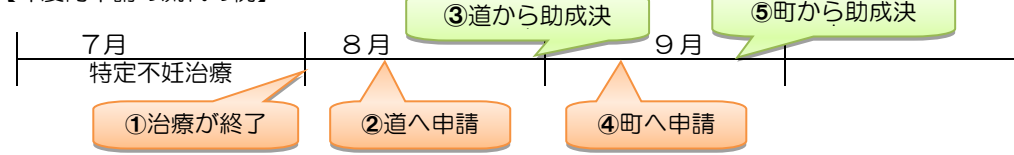
《秩父別町の助成分の手続きの流れ》



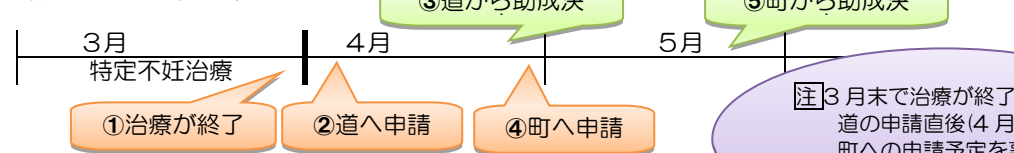
注1) ②の北海道への申請は1回の治療終了した毎

注2) ④の町への申請は北海道特定不妊治療費助成交付決定後1か月以内

【年度内申請の流れの例】



【年度をまたぐ場合の例】



注3) 3月末で治療が終了の場合道の申請直後(4月中)に町への申請予定を事前にご相談ください。

《手続きに必要なもの》

【北海道特定不妊治療費助成事業に

必要な書類】

- ①北海道特定不妊治療費助成事業申請書
- ②北海道特定不妊治療費助成事業受診等証明書
- ③住民票（世帯全員分）
- ④ご夫婦の前年の所得額を証明する書類  
(例：所得証明書、課税証明書、住民税額決定通知書等の所得額及び控除額のわかるもの。源泉徴収票は認められません)
- ⑤治療に係る領収書

【秩父別町特定不妊治療費助成事業に

必要な書類】

- ①秩父別町特定不妊治療費助成事業申請書
- ②北海道知事からの助成決定指令書の写し
- ③北海道知事に申請する際に添付する左記の②から⑤までの書類の写し

《手続き等の相談》

特定不妊治療費助成事業に関する手続きや相談については、プライバシー保護のため、希望にて保健師がご自宅に訪問し、受付することもできます。

お気軽にご相談ください。



【お問合せ】

秩父別町住民課住民福祉グループ

☎ 33-2111 (内線) 46・47・48